

2020年8月25日

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策(国内地域別制限措置)

ギリシャ市民保護省は、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の国内地域別制限措置を発表しています。取締りも行われており、違反者には罰金が課せられます。

■レスボス: 飲食店深夜営業制限等

8月24日午前6時から9月1日午前6時までの間、以下の制限措置を課す。

- 1 飲食店等は深夜0時から翌日午前7時までは営業禁止。
- 2 イベント会場、レストラン、劇場、野外映画の入場者数を50人までに制限する。

※ 同様の措置が既に、アッティカ県(アルゴサロニコス諸島、キシラも含む)、クレタ、東マケドニア・トラキア県、テサロニキ、ラリサ、ケルキラ(コルフ)、カルディツア、ペラ、ピエリア、サントリーニ、ヴォロス、カテリニ、ロドス、ザキントス、コス、ポロス(ポロスについては先日、マスク着用義務などの制限は解除されました)にも課せられています。

■ハニア市(クレタ島): 飲食店深夜営業制限に加えて屋外マスク着用義務等を含む措置

8月25日午前6時から9月1日午前6時までの間、屋外マスク着用を含む以下の追加的制限措置を課す。

- 1 飲食店等は深夜0時から翌日午前7時までは営業禁止。
- 2 飲食店での1テーブルの利用は4人までとする(家族での利用は6人まで可)。
- 3 パーティー、祭り等のイベント開催を禁止する。
- 4 屋外、室内を問わず、マスク着用を義務づける。

※ 同様の措置がパロス、アンティパロス、ミコнос、ハルキディキ県に課せられています(これらの地域においては、上記以外にも、公共の場・私的な場に関係なく集会が9人までに制限されています)。

ここ数日、一日あたりの感染者数が最多を記録する等、ギリシャにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大が報じられております。皆様におかれましては、引き続き、可能な限り人混みを避けるとともに、周囲との距離を十分に保ち、確実な手洗い・うがい・マスクの適切な使用等により、感染防止に努めてください。

現在、日本政府はギリシャへの渡航について、感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください(渡航中止勧告)」を発出しています。どうぞ、ご注意ください。

在ギリシャ日本国大使館

電 話:210-670-9910、9911

F A X:210-670-9981

H P :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

メール:consular@at.mofa.go.jp

